

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

倫理委員会運営規程

(目的)

第1条 本委員会は、我が国の輸血及び細胞治療、研究等に関する倫理的問題について審議し、適正な輸血医療および細胞治療の発展、推進に資する。

(業務)

第2条 本委員会に付託のあった以下の諸問題について審議する。

- 2 輸血及び細胞治療、研究等に関する倫理的問題に関する事項。
- 3 倫理規定違反に対する処分に関する事項。
- 4 そのほか倫理問題に関する事項。

(構成)

第3条 委員長ならびに委員は、理事会で選考され、理事長が委嘱する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

第4条 委員は原則として本会会員とするが、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を要請し、あるいは文章で意見を求めることができる。

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期の途中で欠員が生じた場合、理事長と委員長が合議の上補充する。この場合理事会で承認を求める。なお補充委員の任期は欠員委員の残任期間とする。

(審議)

第6条 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長が必要と認めた場合には書面（メール）会議をもって代えることが出来る。

第7条 会議の議決は、出席委員全員の合意を原則とする。

第8条 委員長は審議内容と結果を理事会に答申・報告する。

第9条 理事会は倫理委員会の答申を受け審議し、審議結果は、理事会報告として学会誌、学会ホームページ上に、必要に応じて公表する。

(附則)

第10条 本委員会運営規程は平成25年10月21日から施行する。